福島市営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

福島市長　木　幡　　浩

福島市規則第 33 号

福島市営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島市営住宅等条例施行規則（平成10年規則第４号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１の表笹谷の項中「0.86」を「0.85」に、「0.83」を「0.82」に、「0.91」を「0.90」に改め、同表宮代の項中「0.74」を「0.73」に改め、同表下釜の項を削り、同表鎌古屋の項中「0.73」を「0.74」に改め、同表蓬莱第一の項中「0.81」を「0.80」に改め、同表中央の項中「0.89」を「0.87」に改め、同表由添の項を次のように改める。

由添	北中央二丁目	２号棟18号室、３号棟16号室、４号棟16号室を除く	0.88
	北中央二丁目	２号棟18号室、３号棟16号室、４号棟16号室	0.90
	東中央三丁目	東中央三丁目	0.90

別表第１の１の表大下の項中「0.85」を「0.84」に改め、同表土湯の項中「２号棟13号室」を削り、同表天王原の項中「２号棟11・14・18・24・34・44・54・64号室、３号棟」を削り、同項中「0.80」を「0.79」に改め、同表に次のように加える。

Ｆスタイル春日町	春日町	101～106号室	1.13

別表第１の４の表に次のように加える。

Ｆスタイル春日町	春日町

別表第１の５の表に次のように加える。

Ｆスタイル春日町	春日町

別表第３に次のように加える。

Ｆスタイル春日町	999,999円

別表第４に次のように加える。

Ｆスタイル春日町	（２ＬＤＫ）	201～206号室	155,000円
	84.6平方メートル		

別表第５を次のように改める。

名称	月額所得区分	入居者負担額（月額）

所窪団地（３ＬＤＫ）	０円～158,000円	41,000円
	158,001円～487,000円	47,000円
野田町団地（３ＬＤＫ）	０円～158,000円	46,000円
	158,001円～487,000円	52,000円
入江町団地（３ＬＤＫ）	０円～158,000円	46,000円
	158,001円～487,000円	52,000円
御山町団地（３ＬＤＫ）	０円～158,000円	46,000円
	158,001円～487,000円	52,000円
御山町団地（２ＬＤＫ）	０円～158,000円	38,000円
	158,001円～487,000円	44,000円
Ｆスタイル春日町（２ＬＤＫ）	０円～158,000円	68,000円
	158,001円～487,000円	68,000円

別表第７に次のように加える。

Ｆスタイル春日町	2,300円

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、別表第１の１の表下釜の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　Ｆスタイル春日町を共用するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができ、この規則の施行の日以後のＦスタイル春日町の利用について許可をし、及び家賃を徴収することができる。